相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座七丁目六番地二、最後の住所東京都品川区西大井二丁目四番一四号
しづ雅荘　被相続人　亡　太田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市三崎町六合二八二番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町六合二七〇番地　被相続人　亡　松井　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
事務所東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所　相続財産管理人弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市別印町第四号二〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市成美町二七番一〇号
被相続人　亡　橋本　繁春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市天川新町三四七番地一、最後の住所大阪府高槻市永楽町七番一五号
被相続人　亡　土井　壽昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市上町三丁目三〇六番地、最後の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目二番八―三〇二号　被相続人　亡　天野かよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
大阪市北区西天満四丁目一一番一一号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市八木町二丁目三二九番地、最後の住所大阪市阿倍野区王子町二丁目一二番一六号　被相続人　亡　左近　支司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市古二階町二四番地、最後の住所兵庫県姫路市御立西一丁目一八番三六号
被相続人　亡　竹内ふじ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二
相続財産管理人　弁護士　礒野　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市釜口二一七三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋田　享子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
兵庫県洲本市中川原町中川原一七八番地
相続財産管理人　近藤　芳民

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市成羽町下原九二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　秋岡立一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十日
事務所岡山市北区奥田一丁目六番一六号
相続財産管理人　谷川　淳子

公示送達

一宮町東浪見土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第40条第1項の規定による賦課金納付通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により、当該書類の送付にかえて内容を次のとおり公告する。

平成22年7月20日

一宮町東浪見土地区画整理事業
施行者　一宮町東浪見土地区画整理組合
理事長　小関　國男

記

1　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
①　吉野　利明
千葉県長生郡一宮町一宮3064番地5
②　小安　素行
千葉県茂原市萩原町3丁目106番地

2　通知の内容
①の内容
一東区第138―277号　平成22年3月15日付け一宮町東浪見土地区画整理組合賦課金徴収規程第10条の規定による賦課金納付通知書。
今回納付額　1,225,865円
②の内容
一東区第138―107号　平成22年3月15日付け一宮町東浪見土地区画整理組合賦課金徴収規程第10条の規定による賦課金納付通知書。
今回納付額　818,651円

3　教示
この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

4　掲示場所
賦課金納付通知書は掲載を省略し、千葉県長生郡一宮町東浪見5410番地6一宮町東浪見土地区画整理組合現場事務所掲示場において掲示する。

第33期決算公告

平成22年7月20日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番23号
株式会社共立建工
代表取締役社長　松本　裕明

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	298,141
	固定資産	6,165
	合計	304,306
負債及び純資産の部	流動負債	310,104
	固定負債	17,912
	株主資本	△23,711
	資本金	15,000
	資本剰余金	△38,711
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△39,711
	（うち当期純損失）	(32,234)
	合計	304,306